



2025年4月4日

各位

会社名 シリコンスタジオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 梶谷 眞一郎
(コード：3907、東証グロース)
問合せ先 取締役兼コーポレートサービス本部長
兼 経営企画部長 竹中 康晴
(TEL. 03-5488-7070)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、2022年1月20日付「当社子会社による訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表いたしました当社の連結子会社であったイグニス・イメージワークス株式会社（原告）が、株式会社ツェナワークス（被告）に対し提起した業務委託代金の請求訴訟について、2025年4月4日付で和解が成立いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提訴から和解までの経緯

当社の連結子会社であったイグニス・イメージワークス株式会社（2024年12月1日付にて、当社に吸収合併。以下「イグニス・イメージワークス」という）は、株式会社ツェナワークス（以下「ツェナ社」という）から請け負ったスマートフォン向けゲームソフトウェアのインゲームアセット制作について、当初ゲームソフトウェアの概要が未確定であったことから、成果物内容及び業務委託代金総額を随時確定していく事で合意しておりました。その後、ツェナ社の指示に従いイグニス・イメージワークスは、ソフトウェア開発を進めつつ、未確定事項の確定及び契約締結の交渉を行って参りましたが、未合意のまま2021年3月末までに成果物を納品しておりました。その間、成果物内容及業務委託代金総額は未確定のまま、一部の制作費計180百万円を3回に分けて受領いたしました。イグニス・イメージワークスは222百万円余（消費税込）の未払い業務委託代金の支払いを求め、2022年1月ツェナ社に対する訴訟を提起しておりました。

尚、受領済の180百万円を超過する原価について、全額引当計上済みのため、本件による追加の損失の発生はございません。

本訴訟に関しては、裁判を通じイグニス・イメージワークスの正当性を主張して参りましたが、今般裁判所からの和解勧告を受け、被告が一定の支払い義務があることを認めた事、また和解条項の妥当性、裁判の長期化による事業等への影響等を総合的に判断し、和解案を受諾することといたしました。

2. 和解が成立した日

2025年4月4日（金）

3. 和解した相手方

- (1) 名称：株式会社ツェナワークス
- (2) 所在地：東京都港区高輪3-5-23 KDX高輪台ビル8階
- (3) 代表者：代表取締役 川野 忠仁

4. 和解の内容

被告が一定の支払義務があることを認めたことを受け、和解条項の妥当性、裁判の長期化による事業等への影響等を総合的に判断し、和解案を受諾することいたしました。具体的な金額等の内容につきましては、秘密保持条項が含まれているため、開示を控えさせていただきます。

5. 今後の見通し

本件和解による、2025年11月期の業績予想の変更はありません。

以上